

保育施設のための 社会福祉施設・事業者総合補償制度は 保育施設の運営を9つの補償で支えます。



＼おすすめ／
高額補償プラン（I型）
を新設しました。

制度名	補償内容	支払限度額				
			身体障害	I型	II型	財物損壊
1 保育施設 賠償責任 補償制度 ▶P.5	<p>保育所等が施設管理や業務に起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p> <p>＼おすすめ／ 被害者治療費等補償特約 がセットされます。</p> 	施設所有(管理)者 特別約款	1名につき 1事故につき	5億円 10億円	2億円 6億円	1事故につき 1億円
		生産物特別約款	1名につき 1事故・ 保険期間中	5億円 10億円	2億円 6億円	1事故・ 保険期間中 1億円
		受託者特別約款		—	—	1事故・ 保険期間中 1億円
2 エレベーター 賠償責任 補償制度 ▶P.6	<p>施設エレベーターの管理ミスに起因する事故で法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。</p> 	被害者治療費等 補償特約 (施設所有(管理)者 特別約款)	1名につき (入通院の支払限度額は入通院日数によります。) 1事故・保険期間中	死亡・重度後遺障害 入院 通院	100万円 10万円 6万円	1,000万円
		昇降機特別約款	1名につき 1事故につき	3,000万円 3億円	—	1事故につき 1,000万円

制度名	補償内容	補償金額		
		I型(天災・食中毒・熱中症を補償)	II型(天災・食中毒・熱中症の補償なし)	III型
3 保育施設事故 見舞金制度 ▶P.7	<p>保育園児に対して園内または園までの往復途上中のケガの補償。</p> 	おすすめ！		
		死亡・後遺障害	129.3万円	86.2万円
		入院保険金日額	800円	800円
4 「民間保育園の 子育て支援 事業」参加者 傷害補償制度 ▶P.8	<p>地域子育て支援拠点事業の参加者が同事業参加中に被るケガの補償。</p> 	死亡・後遺障害	30万円	
		入院保険金日額	1,000円	
		通院保険金日額	500円	
5 従業員等の 不誠実行為 損害補償制度 ▶P.9	<p>被保証人が不誠実行為(窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に限られます。)を行ったことにより被保険者が被った財産上の損害を補償します。</p> 	I型	II型	III型
		支払限度額	総支払限度額	800万円

大阪府社会福祉協議会（大阪府社協）の会員が加入対象です。

本制度は社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会が保険契約者となる団体契約です。

お申込人となれる方は大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。

制度①②⑤～⑦の記名被保険者（補償の対象者）についても大阪府社会福祉協議会の会員施設・事業者に限ります。

制度③④⑧⑨の被保険者（補償の対象者）の範囲についてはP.7・8、P.13・14をご確認ください。

制度⑤の被保険者・被保証人の範囲についてはP.9をご確認ください。

ご加入にあたっては、大阪府社会福祉協議会への会員登録と会費の納入が必要です。

制度名	補償内容	補償金額		
6 施設職員労災 上乗せ 補償制度 ▶P.10	保育所施設職員が業務中および通勤途上に被る災害の補償。 	遺族補償（死亡）	1,500万円	
		後遺障害	障害等級によります	
		休業補償（4日目以降）	1日につき 5,000円	
7 使用者 賠償責任 補償制度 ▶P.10	事業主が職員に対して負担する法律上の使用者責任の補償。 	1名につき 1億円		
		1災害につき 2億円		
役職員災害補償 8 非常勤職員 災害補償制度 ▶P.13	非常勤職員の勤務中および通常の通勤途上でのケガの補償。 	標準プラン	スリムプラン	
		傷害死亡・ 後遺障害	256.6万円	128.3万円
		傷害入院 保険金日額	4,000円	2,000円
		傷害通院 保険金日額	2,000円	1,000円
9 理事長・施設長 災害補償制度 ▶P.14	勤務中、日常生活を問わず、理事長・施設長が被るケガの補償。 	I型	II型	24時間 補償！
		傷害死亡・ 後遺障害	1,321.5万円	1,420.5万円
		傷害入院 保険金日額	8,000円	8,000円
		傷害通院 保険金日額	4,000円	4,000円
		特定感染症による 葬祭費用保険金	-	300万円（限度）